

座間味村離島フェア出展者協力金交付要綱

令和6年8月9日

要綱第11号

改正 令和7年9月4日 要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、離島フェアへの出展を通じて、地域の特産品や観光資源の発信を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とし、出展する事業者に対して予算の範囲内において協力金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「離島フェア」 離島フェア実行委員会による、毎年沖縄県那覇市で開催されるイベントであり、離島の特産品や観光資源を紹介する場を提供するもの。
- (2)「出展事業者」 座間味村に本拠を置き、離島フェアへの出展を希望する事業者を指す。

(補助対象者)

第3条 離島フェア出展者協力金（以下「協力金」という。）の交付の対象となる者は、事業所のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 座間味村内に事業を有すること。
- (2) 村税等の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者でないこと。
- (4) 政治又は宗教を目的とするものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 協力金の交付内容については、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 協力金の交付を受けようとする者は、村長に対し、出展した年の12月末日（以下「申請期限」という。）までに、座間味村離島フェア出展者協力金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。ただし、村長が特別な事情があると認める場合は、申請期限を延長することができる。

（1）座間味村離島フェア出展者協力金の申請に関する誓約書（第2号様式）

（2）支払の根拠となる資料（領収書（写）等）

（3）申請者本人の身分を証明する書類

（4）離島フェア出展申込書の写し

（5）前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、先着順で受け付けることとし、村長は、申請された補助金の額が予算額を超えるときは、申請期限以前であっても申請の受付をしないことができる。

（交付決定及び通知）

第7条 村長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定しなければならない。

2 前項の規定により協力金を交付することを決定したときは、座間味村離島フェア出展者協力金交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により協力金を交付しないことを決定したときは、座間味村離島フェア出展者協力金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

（実績報告及び補助金額の確定）

第8条 実績報告及び補助金額の確定通知については、第6条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

（請求及び交付）

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに座間味村離島フェア出展者協力金交付請求書（第6号様式）により、村長に対し、協力金の交付を請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、協力金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条の要件に該当しないことが判明したとき。
- (3) 別表に定める補助対象経費とならないものに該当することが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が協力金の交付が不適切であると認めたとき。

2 村長は、前項の取消しをしたときは、座間味村離島フェア出展者協力金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該取消しを受けた交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 村長は、前条の規定により協力金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、座間味村離島フェア出展者協力金返還命令書（第8号様式）により、期限を定めて当該協力金の全部又は一部の補助金額の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第12条 協力金の交付を受けた者は、当該協力金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該協力金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

（施行期日） 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年9月4日から適用する。

別表（第4条関係）

出展（店）料	特産品販売、離島食堂における出展協力金の8割とする。 特産品販売 60,000 円×8割＝48,000 円 離島食堂 100,000 円×8割＝80,000 円
旅費の一部	特産品販売ブースは1名分、離島食堂ブースは2名分とする。 離島フェアの前日から開催後日までの4泊5日分の宿泊費と船舶運賃を支給する。ただし、天候等により前泊または延泊の必要が生じた場合は、予算の範囲内において支給することが出来る。 ※宿泊費上限額は座間味村職員の旅費支給条例に基づく。 ※旅費の上限は1名当たり37,800円以内とする。
船舶車輛積込運賃	出展する事業者が船舶に車輛を積込する際、1事業者あたり1台のみ積込料金を免除する。
補助対象期間	離島フェア出展期間中
補助対象外	出展（店）時における備品のリース料等は各事業者の負担とする。

第 1 号様式

令和 年 月 日

座間味村長 殿

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号
(法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名)

座間味村離島フェア出展者協力金交付申請書

座間味村離島フェア出展者協力金交付要綱第 6 条の第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	座間味村離島フェア出展者協力金
対象経費	円
交付申請額	円
添付書類	☐ 対象経費明細書（第 3 号様式） ☐ 支払いの根拠となる資料（領収書（写）等） ☐ 申請者本人の身分を証明する書類 ☐ その他村長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 6 条関係）

座間味村離島フェア出展者協力金の申請に関する誓約書

座間味村離島フェア出展者協力金（以下「協力金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- 1 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 9 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しているものでなく、村長が必要と認める場合には、村長が警察へ照会することに同意します。
- 2 協力金に係る同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けておりません。
- 3 協力金の申請等に係る個人情報の取扱いについては、不正行為等の把握及び防止、データの分析、村の行う離島フェア出展者協力金交付事業に必要な調査等のため、村が利用することに同意します。
- 4 協力金の交付事務に必要な内容に関し、村が税等資料を閲覧することに同意します。
- 5 全各行の制約事項及び申請書の内容に虚偽や不正があった場合の他、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合には、村に対して交付を受けた協力金の全額を返還いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名（自署）

㊞

第3号様式（第6条関係）

対 象 経 費 明 細 書

(単位：円)

経費	支払経費	内 交付申請経費	備考
出展（店）料			8割以内
旅費			
交付申請（補助対象経費）経費合計			

交付申請額 =

- ※ 上記に記入した支払いの根拠となる資料（領収書（写）等）を添付し提出すること。
- ※ 記入欄が足りない場合は、適宜、追加して記入すること。

第 4 号様式（第 7 条関係）

座船観発第 号
令和 年 月 日

様

座間味村長

座間味村離島フェア出展者協力金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった離島フェア出展協力金の交付について、
下記のとおり決定しましたので、座間味村離島フェア出展者協力金要綱第 7 条の規定
により通知します。

記

事 業 の 名 称	離島フェア出展者協力金
申 請 者 名	
交 付 決 定 額	円

第 5 号様式（第 7 条関係）

座船観発第 号
令和 年 月 日

様

座間味村長

座間味村離島フェア出展者協力金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった離島フェア出展者協力金の交付について、下記のとおり決定しましたので、座間味村離島フェア出展者協力金要綱第 7 条の規定により通知します。

記

事 業 の 名 称	離島フェア出展者協力金
申 請 者 名	
不 交 付 の 理 由	

第6号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

座間味村長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

座間味村離島フェア出展者協力金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

事 業 の 名 称	離島フェア出展者協力金
交 付 請 求 金 額	円

振込先	金融機関名	銀行	店
	口座番号	当座 普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

※ 口座名義人は申請者と同一であるものに限りま。

※ 振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかるもの（通帳等）の写しを添付してください。

第 7 号様式（第 10 条関係）

座船観発第 号
令和 年 月 日

様

座間味村長

座間味村離島フェア出展者協力金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで第 号で交付決定した補助金事業について、次の
とおり取消しを決定しましたので、座間味村離島フェア出展者協力金要綱第 10 条の
規定により通知します。

記

事 業 の 名 称	離島フェア出展者協力金
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 事 由	

第 8 号様式（第 11 条関係）

座船観発第 号
令和 年 月 日

様

座間味村長

座間味村離島フェア出展者協力金返還命令書

座間味村離島フェア出展者協力金要綱第 11 条の規定により下記のとおり返還を命
じます。

記

返 還 金 額	円
返 還 期 限	
返 還 理 由	
返 還 方 法	
補助事業の名称	離島フェア出展者協力事業
補助金の交付決定金額	円